本号で公布された法令のあらまし

◇**地方税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一号）（総務省）

1　事業所税の課税団体として、新たに、四日市市及び久留米市を指定することとした。（第五六条の一五関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第一二号）（環境省）

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日を平成二二年四月一日とすることとした。

◇**自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三号）（環境省）

1　公園事業の執行に関する関係規定を削除することとした。（第一条関係）

2　利用調整地区への立入りについての認定に係る手数料の上限額等を定めることとした。（第一条関係）

3　自然保護取締官の権限に係る行為を追加することとした。（第二条関係）

4　関係政令の改正を行うこととした。（附則第一条～第一八条関係）

5　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

政　令

地方税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年二月十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第十一号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十一第一項第一号ハの規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の十五中「豊田市」の下に「、四日市市」を「高知市」の下に「、久留米市」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　原口　一博

財務大臣　菅　直人

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年二月十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第十二号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

環境大臣　小沢　鋭仁

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年二月十五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第十三号

自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十一条第一項及び附則第九項、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十条において準用する同法第十八条第二項並びに自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律附則第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（自然公園法施行令の一部改正）

第一条　自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第一章　公園事業」を削る。

第一条第七号中「。以下同じ」を削る。

第二条中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第三条から第十七条までを削る。

「第二章　雑則」を削る。

第十八条を削る。

第十九条中「第二十三条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第一号中「第十六条第一項」を「第二十四条第一項」に、「千円」を「千八百円」に改め、同条第二号中「第十六条第五項」を「第二十四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に、「一件につき六百円」を「再交付を受けようとする立入認定証一枚につき千円」に改め、同条に次の一号を加える。

三　法第二十四条第七項の認定　イに掲げる額にロに掲げる額を加えた額

イ　二千円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額

ロ　千円を超えない範囲内において環境大臣が利用調整地区ごとに定める額に当該認定を受けようとする者の監督の下に立ち入る者の数を乗じた額

第十九条を第三条とする。

第二十条中「第四十四条」を「第五十六条」に改め、同条を第四条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条中「第四十六条」を「第五十八条」に改め、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「（負担金の徴収方法等）」を付する。

第二十二条中「第四十六条」を「第五十八条」に改め、同条を第六条とする。

第二十三条を削る。

附則第三項中「附則第五項」を「附則第六項」に、「第五十二条第二項」を「第六十四条第二項」に改め、同項第一号中「第十三条第三項の」を「第二十条第三項の」に、「第二十五条」を「第三十二条」に改め、同号ニ中「第十三条第三項第二号」を「第二十条第三項第二号」に、「第十三条第三項第三号、第四号及び第八号」を「第二十条第三項第四号、第五号及び第九号」に改め、同項第二号中「第二十四条第三項の」を「第二十二条第三項の」に、「第二十五条」を「第三十二条」に改め、同号イ中「第十三条第三項第六号」を「第二十条第三項第七号」に改め、同号ロ中「第二十四条第三項第二号及び第五号」を「第二十二条第三項第二号、第五号及び第七号」に改め、同項第三号中「第二十六条第一項の」を「第三十三条第一項の」に改め、同号イ中「第二十六条第一項第一号」を「第三十三条第一項第一号」に、「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「海面」を「海域」に改め、同号ロ中「第二十六条第一項第三号」を「第三十三条第一項第三号」に改め、同項第四号中「第二十七条」を「第三十四条」に改め、同項第五号中「第二十八条第一項」を「第三十五条第一項」に、「報告の徴収」を「報告徴収」に、「立入り、検査及び調査」を「立入検査及び立入調査」に改める。

附則第十一項を附則第十二項とし、附則第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第七項の前の見出しを削り、同項を附則第八項とし、同項の前に見出しとして「（国の貸付金の償還期間等）」を付する。

附則第六項中「前三項」を「附則第三項及び第四項並びに前項」に改め、同項を附則第七項とする。